

ナイジェリア
商標法
第 436 章
1990 年ナイジェリア連邦法

目次

- 第 1 条 登録官及び登録簿
- 第 2 条
- 第 3 条 登録及び無登録の効果
- 第 4 条
- 第 5 条
- 第 6 条
- 第 7 条
- 第 8 条
- 第 9 条 登録可能性及び登録の有効性
- 第 10 条
- 第 11 条
- 第 12 条
- 第 13 条
- 第 14 条
- 第 15 条
- 第 16 条
- 第 17 条 登録の手續及び存続期間
- 第 18 条
- 第 19 条
- 第 20 条
- 第 21 条
- 第 22 条
- 第 23 条
- 第 24 条
- 第 25 条
- 第 26 条 譲渡及び移転
- 第 27 条
- 第 28 条
- 第 29 条
- 第 30 条
- 第 31 条 使用及び不使用
- 第 32 条
- 第 33 条
- 第 34 条

第 35 条	
第 36 条	
第 37 条	
第 38 条	登録簿の更正及び訂正
第 39 条	
第 40 条	
第 41 条	
第 42 条	
第 43 条	証明商標
第 44 条	国際的取決め
第 45 条	規則
第 46 条	
第 47 条	
第 48 条	
第 49 条	法的手続及び上訴
第 50 条	
第 51 条	
第 52 条	
第 53 条	
第 54 条	
第 55 条	
第 56 条	
第 57 条	証言
第 58 条	
第 59 条	
第 60 条	違法行為及びナイジェリア等の紋章の使用の制限
第 61 条	
第 62 条	
第 63 条	雑則及び補則
第 64 条	
第 65 条	
第 66 条	
第 67 条	
第 68 条	
第 69 条	

第1条 登録官及び登録簿

- (1) 商標登録官と呼ぶ官吏(本法において「登録官」という)を引き続き置くものとし、同官は連邦公務員委員会が任命し、かつ、同官の役所を連邦首都地域すなわちアブジャに置く。
- (2) 登録官は、本法に基づいて裁判所への上訴の対象である決定を下すこと以外の職務の遂行に当たって、大臣の全般的指示の下で行動するものとする。
- (3) 登録官が又は登録官に対して行うよう指示されている行為又は事柄は、大臣により授権された他の連邦公務員が又は当該公務員に対して行うことができる。
- (4) 登録官は、公的に又は司法的に確知される公印を有するものとする。

第2条

- (1) 商標登録簿と呼ばれる記録を引き続き備えるものとし、そこには、すべての登録商標並びにその所有者の名称及び宛先、その登録出願が行われた日付、譲渡及び移転の告示、すべての登録使用者の名称及び宛先、並びに登録商標に関する所定のその他の事項を記載する。
- (2) 登録簿は、引き続き、登録官の役所において登録官の管理及び運用の下に置かれる。
- (3) 登録簿は、引き続き、それぞれA部及びB部と呼ばれる2部に分ける。
- (4) 登録簿は、所定の規則に従うことを条件として、適時公衆の閲覧のために公開しておく。

第3条 登録及び無登録の効果

何人も、未登録商標の侵害に対して、これを防止し又はそれに係る損害賠償を獲得するための手続を提起することはできない。ただし、本法の如何なる規定も、商品の他人の商品としての詐称通用についての又はそれに関する救済についての何人かに対する訴訟の権利に影響を及ぼすものと解してはならない。

第4条

商標は、特定の商品又は商品の類に関して登録されなければならない、何れかの商品が該当する類に関して生じた問題については登録官が決定を下すものとし、その決定は最終的である。

第5条

- (1) 本条並びに第7条及び第8条の規定に従うことを条件として、登録簿のA部における何れかの商品に関する商標(証明商標を除く)の所有者としてのある者の登録(本法施行の前後を問わない)は、それが有効な場合は、当該商品に関する当該商標の使用に係る排他権を当該人に対して与えるか又与えたとみなされるものとする。
- (2) 前記の登録により与えられた商標使用に係る権利の一般性を害することなく、当該権利は、商標所有者でも許可された使用により当該商標を使用する登録使用者でもない者であつて、業として、当該商標の登録対象である商品に関して、かつ、当該標章の使用が、
 - (a) 商標の使用として、又は
 - (b) 当該使用が商品に接しての若しくは商品に物理的に関係しての使用、若しくは公衆向けの広告ちらしその他の広告における使用である場合は、所有者若しくは登録使用者の何れかとして当該商標を使用する権利を有する者への言及若しくは前記の者が業として関連している商品への言及を意味するものとして、解される虞を生じるような態様で、当該商標と同一の又は誤認若しくは混同を生じさせる虞

がある程に当該商標に類似する標章を使用する者によって侵害されるものとみなす。

(3) 前記の登録によって与えられる商標使用に係る権利は、登録簿に記載されるすべての条件又は制限に従わなければならないが、かつ、当該制限に鑑みて当該登録が及ばない状況における前記のような標章の使用は、当該権利の侵害とはならない。

(4) 同一であるか又は相互に類似する 2 以上の登録商標の 1 である登録商標の、前記の登録により与えられた商標使用に係る権利の行使としての使用は、当該登録により与えられたこれら商標の何れか他のものの使用に係る権利の侵害とはならない。

第 6 条

(1) (2)に規定するところを除き、登録簿の B 部における何れかの商品に関するある者の商標所有者としての登録(本法施行の前後を問わない)は、それが有効な場合は、当該登録が登録簿の A 部におけるものとして、当該商品に関して同様の権利を当該人に与えるか又は与えたものとみなされ、また、第 5 条(2)から(4)までは、それに応じて B 部に登録された商標に関して適用される。

(2) 登録簿の B 部における前記の登録により与えられた商標使用に係る権利の侵害訴訟において、原告が不服を申し立てている使用には誤認若しくは混同を生じる虞又は当該商品と所有者若しくは登録使用者の何れかとして当該商標を使用できる者との間の業としての関連性を信じさせる虞がない旨を被告が裁判所に満足の行くように証明した場合は、差止命令その他の救済を原告に与えないものとする。

第 7 条

本法の如何なる規定も、登録商標の所有者又は登録使用者に対して、何人かが、当該商標と同一の又はそれに類似する商標を、次の事柄の何れか早い方に先立つ日から当該人又はその前権利者がその商標を継続的に使用していた商品について使用することを妨げ又は制限する権原を与えるものではなく、また、(当該継続的使用が証明された場合は)当該商品に関して当該同一の又は類似する商標について第 13 条(2)に基づいて当該人が登録簿に記載されることに反対する権原を与えるものでもない。

(a) 所有者又はその前権利者による、前記の商品についての、最初に言及された商標の使用、又は

(b) 所有者又はその前権利者の名義による、前記の商品についての、最初に言及された商標の登録

第 8 条

商標の登録は、次のことを妨げるものではない。

(a) ある者による、同人の名称若しくは同人の事業所の名称、又は同人の事業上の前権利者の名称若しくはその事業所の名称の善意の使用

(b) ある者による、同人の商品の特性又は品質の善意の説明の使用。ただし、第 65 条(2)(b)又は第 43 条(4)(b)にいう言及を意味すると解される虞がある説明ではないこと。

第 9 条 登録可能性及び登録の有効性

(1) 商標(証明商標を除く)が登録簿の A 部に登録可能であるためには、次の本質的事項の少

なくとも1を包含するか又はそれから構成されていなければならない。

(a) 会社、個人又は事務所の名称であって、特別の又は特定の態様で表示されているもの

(b) 登録出願人又はその事業上の前権利者の署名

(c) 1又は複数の考案語

(d) 商品の特性又は品質に直接的な関係がない1又は複数の語であって、その通常の意味では地理的名称又は姓ではないもの

(e) その他の識別性を有する標章

ただし、(a)から(d)までに該当しない名称、署名又は語は、その識別性が証明された場合を除き、(e)に基づいて登録可能とはならない。

(2) 本条の適用上、「識別性を有する」とは、登録されているか又は登録予定である商標の対象である商品について、当該商標の所有者が業として関連するか又は関連する可能性がある商品を、当該関連性が存在しない商品から、全体的に又は当該商標が制限付で登録されているか若しくは登録予定である場合は当該登録の範囲内での使用に関して、識別するよう適合されていることを意味する。

(3) 審判所は、ある商標が前記のように識別するように適合されているか否かを判断するに当たり、次のことを考慮に入れることができる。

(a) 当該商標が前記のように識別するように本来的に適合されている程度、及び

(b) 当該商標の使用その他の事情により、当該商標が前記のように識別するように実際に適合されている程度

第10条

(1) ある商標が登録簿のB部に登録可能であるためには、登録されているか又は登録予定である当該商標の対象である商品に関して、当該商標の所有者が業として関連するか又は関連する可能性がある商品を、当該関連性が存在しない商品から、全般的に又は当該商標が制限付で登録されているか若しくは登録予定である場合は当該登録の範囲内での使用に関して、識別することができなければならない。

(2) 審判所は、ある商標が前記のように識別することができるか否かを判断するに当たり、次のことを考慮に入れることができる。

(a) 当該商標が前記のように識別することが本来的にできる程度、及び

(b) 当該商標の使用その他の事情により、当該商標が前記のように識別することが実際にできる程度

(3) 商標は、同一の商標の又はその一部の同一の所有者の名義でA部に登録されていても、B部に登録することができる。

第11条

次のものを商標又は商標の一部として登録することは、適法ではない。

(a) 誤認若しくは混同を生じさせる虞があるか若しくはその他の理由によりその使用が司法裁判所における保護を受けられないか、又は公序良俗に反する事項、又は

(b) 不面目な意匠

第 12 条

(1) 本条に従うことを条件として、混合物と区別しての単一の化学元素又は単一の化合物の一般的に使用されて受け入れられている名称である如何なる語も、化学物質又は調合剤に関する商標として登録されてはならない。また、本法施行以後に有効な如何なる当該登録も、第 14 条の如何なる規定に拘らず、第 38 条の施行上、十分な理由なしに登録簿に行われた記載又は必要な場合により誤って登録簿に残った記載であるものとして扱う。

(2) 前項は、他人が製造した化学元素又は化合物と区別される当該商標の所有者又は登録使用者が製造した化学元素又は化合物の銘柄又は製造のみを示すためであって、かつ、公衆が自由に使用できる適切な名称又は説明と共に使用される語には適用されない。

第 13 条

(1) (2)の規定に従うことを条件として、ある商品又はある種類の商品に関して、異なる所有者に属する商標であって同一の商品又は同一種類の商品に関して既に登録簿に記載されているものと同一であるか又は誤認若しくは混同を生じさせる程に類似している商標を登録してはならない。

(2) 誠実な同時使用の場合又は裁判所若しくは登録官の意見によればそうすることが適正であるとする他の特別な事情がある場合は、裁判所又は登録官は、複数の所有者による、同一の商品又は同一種類の商品に関しての、同一であるか又は相互に類似する商標の登録を、存在する場合は課することが正当であると裁判所又は場合により登録官が考える条件及び制限を付して、許可することができる。

(3) 個別の出願が、同一の商品又は同一種類の商品に関して、同一の又は相互に類似する複数の商標のそれぞれの所有者として登録されるべき個別の者により行われた場合は、登録官は、それらの権利が裁判所により決定されるか又は次のものにより承認された態様での合意により解決されるまでは、それらの何れの登録も拒絶することができる。

(a) 登録官により、若しくは

(b) 登録官に起因する上訴に基づいて裁判所により

第 14 条

(1) 登録簿の A 部に登録された商標に関するすべての法的手続(第 38 条に基づく申請を含む)において、登録簿の A 部における当該商標の原登録は、その登録日から 7 年経過した後は、次の場合を除いて、すべての点において有効であるものとみなす。

(a) 当該登録が不正手段により取得された場合、又は

(b) 当該商標が第 11 条の規定に違反している場合

(2) 第 6 条(1)の如何なる規定も、登録簿の A 部に登録された商標に関する本条の前掲の規定を、登録簿の B 部に登録された商標である商標に適用することを可能にするものと解してはならない。

第 15 条

ある商標が、

(a) 1 の商標として所有者が別個に登録していない部分を含むか、又は

(b) 取引上一般化しているかその他の理由で識別性を有さない事項を含む場合は、

登録官又は裁判所は、当該商標を登録簿に記載するか又は留めておくべきか否かを決定するに当たり、登録簿に載せておく条件として、次のことの何れかを要求することができる。

(i) 所有者が、当該商標の何れかの部分の排他的使用の権利、又は前記の事項の全部若しくは一部であって審判所が所有者はその排他的使用に係る権原を有しないと判断したものの排他的使用の権利を放棄すること

(ii) 登録に基づく所有者の権利を明確に定める目的で必要と審判所が判断するその他の権利放棄を所有者が行うこと

ただし、登録簿上の如何なる権利の部分放棄も、権利の部分放棄の対象である商標の登録から生じる権利を除いて、商標所有者の権利に影響を及ぼすものではない。

第 16 条

(1) 商標は、その全部又は一部を 1 又は複数の特定の色彩に限定することができ、そのような場合において、当該商標がそのように限定されたという事実は、当該商標の識別性に関して決定を下す審判所により考慮に入れられるものとする。

(2) 商標が色彩の限定なしに登録された場合は、その限りにおいて、すべての色彩について登録されたものとみなす。

第 17 条 登録の手續及び存続期間

(1) 登録簿の A 部又は B 部への商標の登録を出願しようとする者は、そのように希望する場合は、所定の態様により、登録官の第一印象として当該商標が本来的に識別するように適合されているか又は場合により識別することができると考えられるか否かについて登録官の助言を申請することができ、登録官は、申請により求められた助言を与える権限を有する。

(2) 登録官が本条に基づいて肯定的な助言を与えた商標の登録出願が当該助言後 3 月以内に行われ、かつ、登録官が、更なる調査又は検討の後で、当該商標が識別するように適合されていないか又は場合により識別することができないとの理由により、当該出願の認容拒絶に係る通知を第 18 条に基づいて出願人に出した場合は、出願人は、所定の期間内に出願取下の通知を出すことにより、出願の際に納付した手数料の払戻を受けることができる。

第 18 条

(1) 自己が使用しているか又は使用予定である商標の所有者であると主張する者で当該商標の登録を希望するものは、登録簿の A 部又は B 部への登録を登録官に所定の態様の書面により出願しなければならない。

(2) 本法の規定に従うことを条件として、登録官は、出願を拒絶するか、又は無条件で若しくは存在する場合は自己が正当と考える訂正、変更、条件若しくは制限付きで認容することができる。

(3) 登録簿の A 部への商標(証明商標を除く)の登録を求める出願の場合において、登録官は、出願人に特に異存がないときは、当該出願を拒絶する代わりに、B 部への登録を求める出願として扱い、それに応じて当該出願を処理することができる。

(4) 拒絶又は条件付認容の場合において、出願人に要求されたときは、登録官は、自己の決定の理由及び当該決定に至る過程で自己が用いた資料について書面で陳述するものとし、また、当該決定は、裁判所への上訴の対象となる。

(5) 本条に基づく上訴は所定の態様で行うものとし、また、裁判所は、上訴があったときは、要すれば出願人及び登録官を聴聞し、かつ、出願を認容すべきか否か及び存在する場合は如何なる訂正、変更、条件又は制限を付して認容すべきかを決定する命令を下す。

(6) 本条に基づく上訴は(4)により登録官が陳述した資料に基づいて審理されるものとし、裁判所の許可による場合を除いて、登録官がそのように陳述したもの以外の更なる出願認容拒絶の理由を登録官が挙げることは認められない。また、更なる拒絶理由が挙げられた場合は、出願人は、所定の通知を出す費用を納付することなく、その出願を取り下げることができる。

(7) 登録官又は裁判所は、認容の前後に拘らずいつでも、出願中の若しくは出願に関連する誤りを訂正することができ、又は、登録官若しくは場合により裁判所が適切と考える条件に基づいて出願人が出願を訂正することを許可することができる。

第19条

(1) 本条の規定に従うことを条件として、商標登録出願が無条件で又は条件若しくは制限付きで認容された場合は、登録官は、認容後速やかに、認容された出願の告示を公報において公告させる。また、当該告示には、当該出願認容に係るすべての条件及び制限を記載するものとする。

(2) 第9条(1)(e)に基づいて出願が行われた場合又は例外的な事情から公告することが適切と登録官が考えるその他の場合は、登録官は、商標登録出願の告示を認容前に公報において公告させることができる。

(3) 当該出願の告示が(2)に基づいて認容前に公報において公告された場合において、登録官は、適切と考えるときは、当該出願が認容されたときに改めて当該出願の告示を公報において公告させることができるが、そうする義務はない。

第20条

(1) 何人も、第19条に基づく出願の告示の公告日から2月以内に、登録に対する異議申立を登録官に通知することができる。

(2) 当該通知は、所定の態様で書面により行うものとし、かつ、異議申立理由の陳述を含めなければならない。

(3) 登録官は、当該通知のすべての写しを出願人に送付するものとする。また、出願人は、当該写しの受領日から1月以内に、自己の出願が依拠する理由に係る反対陳述書を所定の態様により登録官に送付しなければならない。出願人がそうしない場合は、その出願を放棄したものとして扱われる。

(4) 出願人が前記の反対陳述書を送付した場合は、登録官は、その写しを異議申立の通知人に送付し、かつ、要すれば当事者を聴聞し、また証拠を検討した後、登録を許可すべきか否か及び存在する場合は如何なる条件又は制限付きで登録を許可すべきかを決定する。

(5) 登録官は、異議申立の通知人又は当該通知の写しの受領後に反対陳述書を送付した出願人に、異議申立に関する登録官における手続の費用に係る保証金を供託するよう要求することができる。当該保証金が適正に供託されない場合は、当該の異議申立又は場合により出願は放棄されたものとして扱うことができる。

第 21 条

- (1) 第 20 条(4)に基づく登録官の決定は、裁判所への上訴の対象となる。
- (2) 本条に基づく上訴は、所定の態様で行うものとし、また、上訴があったときは、裁判所は、要すれば当事者及び登録官を聴聞し、かつ、登録を許可すべきか否か及び存在する場合は如何なる条件又は制限付きで登録を許可すべきかを決定する命令を下すものとする。
- (3) 本条に基づく上訴の審理においては、何れの当事者も、所定の態様で又は裁判所の特別の許可により、裁判所の検討のための更なる資料を提示することができる。
- (4) 本条に基づく上訴において、異議申立人又は登録官は、裁判所の許可による場合を除いて、当該異議申立人又はその他の異議申立人が第 20 条に基づいて陳述したもの以外の商標登録に対する異議申立の更なる理由を挙げることを許されず、また、異議申立の更なる理由が挙げられた場合は、出願人は、所定の通知を行うことにより、当該異議申立人又は何れかの異議申立人の費用を納付することなく出願を取り下げることができる。
- (5) 本条に基づく上訴が行われたときは、裁判所は、登録官を聴聞した後、登録予定である商標がその同一性に実質的に影響を及ぼさない態様で変更されるのを認めることができるが、そのような場合においては、そのように変更された商標は、登録される前に、所定の態様で公報において公告されなければならない。
- (6) 裁判所は、本条に基づく上訴人に対して、上訴の費用に係る保証金を供託するよう要求することができ、当該保証金が適正に供託されない場合は、当該上訴は放棄されたものとして扱うよう指示することができる。

第 22 条

- (1) 登録簿の A 部又は B 部への商標登録を求める出願が認容され、かつ
 - (a) 出願に異議申立がなされずに異議申立の通知のための期間が満了したか、又は
 - (b) 出願に異議申立が行われたが、異議申立について出願人に有利な決定が下された場合は、登録官は、出願が誤って認容された場合を除いて、当該商標を A 部又は場合により B 部に登録するものとする。
- (2) 本法の国際的取決めにに関する規定に従うことを条件として、商標が登録される場合は、登録出願の日付で登録されるものとし、かつ、その日は、本法の適用上、登録日と解する。
- (3) 商標が登録されたときは、登録官は、登録官の印を付した所定の様式による登録証を出願人に交付する。
- (4) 商標登録が、出願人の懈怠により、出願日から 12 月以内に完了しなかった場合は、登録官は、所定の態様の書面による未完了の通知を出願人に出した後、当該通知にそのために明記した期間内に当該出願が完了されなかった場合は、当該出願は放棄されたものとして扱うことができる。

第 23 条

- (1) 商標の登録は、7 年の期間を対象とするが、本条の規定に従って随時更新することができる。
ただし、本法施行前の日付の登録に関しては、本項は、当該 7 年の期間を 14 年の期間に替えて適用する。
- (2) 登録官は、商標の登録所有者が所定の態様により所定の期間内に行った申請に基づいて、

当該商標の登録を原登録又は場合により最後の登録更新の満了日(本条において「最後の登録の満了」という)から14年の期間について更新することができる。

(3) 登録官は、商標の最後の登録の満了前の所定の時に、所定の態様により、満了日及び手数料の納付その他に係る条件についての通知を当該登録所有者に送付するものとし、それに基づいて登録の更新を取得することができ、また、そのために定められた期間の満了時に前記の条件が適正に満たされていなかった場合には、登録官は、存在する場合は当該商標の登録簿への回復に関して定められる条件に従うことを前提として、当該商標を登録簿から抹消することができる。

(4) 商標が更新手数料不納のために登録簿から抹消されても、抹消日から1年の間は、商標登録出願の目的で、当該商標は既に登録簿に記載されている商標であるものとみなされる。ただし、裁判所が次の何れかのことを認めた場合は、本項の前掲の規定は適用されない。

(a) 抹消直前の2年間に、抹消された商標の善意の取引上の使用が行われていないこと

(b) 抹消された商標の以前の使用により登録出願の対象となっている商標の使用から誤認又は混同が生じる虞がないこと

第24条

(1) 商標所有者が、当該商標の一部について別個に排他的使用の権原を有する旨を主張する場合は、同人は、その全部及び当該の一部を別個の商標として登録出願することができる。

(2) 当該別個の商標は、それぞれ、独立商標のすべての条件を満たさなければならず、かつ、第36条(2)に従うことを条件として、独立商標のすべての付随権利を有するものとする。

(3) ある商標及びその何れかの1又は複数の部分が(1)により、同一の所有者の名義で別個の商標として登録される場合は、これらは、連合商標であるものとみなされ、かつ、連合商標として登録されるものとする。また、それに応じて、第28条がこれらに適用される。

第25条

(1) 同一の商品又は同一種類の商品に関する複数の商標であって、重要な点で相互に類似しているが、次の諸点の何れかで異なるものの所有者である旨を主張する者がこれらの商標を登録しようとする場合は、これらを連続商標として1の登録で登録することができる。

(a) これらの商標がそれぞれ使用されている又は使用予定である商品についての陳述

(b) 数、価格、品質又は場所の名称についての陳述

(c) 商標の同一性に実質的に影響を及ぼさない、識別性を有さない他の事項

(d) 色彩

(2) 前項により連続商標として1の登録で登録されたすべての商標は、連合商標とみなされ、かつ、連合商標として登録される。また、第28条がそれに応じて適用される。

第26条 譲渡及び移転

(1) 別段の法律又は衡平法の原則の如何に拘らず、登録商標は、本法施行後、事業の営業権と関連して又は関連なしに、譲渡並びに移転が可能である。

(2) 登録商標は、本法施行後、当該商標の登録対象であるか若しくは場合により登録対象であったすべての商品又は当該商品の一部(全部ではない)に関して、譲渡及び移転が可能である。

(3) (1)及び(2)は、次のことを条件として、何れかの商品について登録された登録商標に関して適用されるのと同様、何れかの商品について使用されている未登録商標に関して適用されるものとする。

(a) 未登録商標の移転時において、当該未登録商標が、ある登録商標と同じ事業において使用されていること、並びに

(b) 当該未登録商標が、前記の登録商標と同じ時にかつ同じ者に譲渡又は移転されること、並びに

(c) 当該未登録商標が、そのすべてが次のものに該当する商品について前記のように譲渡又は移転されること

(i) 当該事業における当該未登録商標の使用対象である商品、及び

(ii) 当該登録商標の譲渡又は移転の対象である商品

(4) 本法施行後、何れかの商品について商標が譲渡され、かつ、譲渡時に当該商標がある事業において当該商品に使用されている場合において、当該譲渡が当該事業の営業権との関連なしに行われるときは、譲受人は、次の要件が満たされるまでは、当該譲渡に基づく如何なる権利も取得できない。すなわち譲受人が、

(a) 譲渡日から6月以内に又は存在する場合は登録官が認める延長期間内に、当該譲渡の広告に関する指示を求める申請を登録官に行うこと、及び

(b) 登録官が指示する様式及び態様によりかつ登録官が指示する期間内に、当該譲渡を広告すること

(5) 登録官が(4)に基づいて譲渡の広告に関する指示を出した場合は、同人はまた、当該譲渡の告示を公報において公告させるものとする。

第27条

(1) 何れかの商品について登録されているか若しくは登録出願の対象である商標が、同一の商品若しくは同一種類の商品について同一の所有者の名義で登録されているか若しくは登録出願の対象である他の商標と同一であるか、又は、所有者以外の者により使用された場合に誤認若しくは混同を生じる虞がある程に当該他の商標に類似しているときは、登録官は、いつでも、これらの商標を連合商標として登録簿に記載するよう要求することができる。

(2) 連合商標として登録された2以上の商標の登録所有者により所定の態様で行われた申請に基づき、登録官は、これら商標の何れについても連合関係を解消することができる。ただし、登録官が、その商標が、その登録対象である商品の何れかについて他人により使用されても誤認又は混同を生じる虞がないと認めた場合に限る。その場合登録官は、それに応じて登録簿を訂正することができる。

(3) 本条に基づく登録官の何れの決定も、裁判所への上訴の対象となる。

第28条

連合商標として登録されたか又は本法により連合商標とみなされる商標は、別個にではなく全体としてのみ譲渡及び移転が可能であるものとするが、その他のすべての目的では、別個の商標として登録されたものとみなす。

第 29 条

本法の規定に従うことを条件として、現に商標所有者として登録簿に記載されている者は、他人に属するものとして登録簿に表示されている権利に従うことを条件として、当該商標を譲渡し、かつ、当該商標の譲渡の対価に係る有効な領収証を出す権限を有する。

第 30 条

(1) 譲渡又は移転により登録商標を受けることができた者は、その権原を登録するよう登録官に申請するものとし、登録官は、当該申請を受領しかつ自己に納得のいくように権原が証明されたときは、当該人を譲渡又は移転の効力の対象である商品に関して当該商標の所有者として登録し、かつ、譲渡又は移転の細目を登録簿に記載させるものとする。

(2) 本条に基づく登録官の何れの決定も、裁判所への上訴の対象となる。

(3) 本条に基づく上訴又は第 38 条に基づく申請の目的以外では、(1)の規定に従って登録簿に記載が行われていない書類又は証書は、裁判所が別段の指示を出さない限り、登録商標を受けの権原の証拠として裁判所において許容されない。

第 31 条 使用及び不使用

(1) 本条及び次条に従うことを条件として、登録商標は、何れかの関係人が(2)に定める理由の何れかに基づき裁判所に対して、又はその者の選択によりかつ第 56 条に従うことを条件として登録官に対して行った申請に基づいて、当該商標の登録対象である商品の何れかに関して、登録簿から除くことができる。

(2) 前記の理由は、次のとおりとする。

(a) 当該商標は、それが前記の商品に関して自己により使用されるべきであるとの善意の意図が登録出願人の側になくままに登録され、かつ、実際、当該申請の日の 1 月前の日まで、前記の商品に関して当該商標のその時の所有者による当該商標の善意の使用がなかったこと、又は

(b) 当該申請の日の 1 月前の日までに、5 年以上連続する期間であってその間当該商標が登録商標であり、かつ、前記の商品に関して当該商標のその時の所有者による当該商標の善意の使用がなかったものが経過したこと

(3) 審判所は、関係日前又は場合により関係期間中に、当該申請の対象である商品と同一種類の商品であって当該商標の登録対象であるものに関して当該商標のその時の所有者による当該商標の善意の使用があったことが証明された場合は、前記の理由の何れかにより行われた本条に基づく申請を拒絶することができる。

ただし、当該申請に関して前記のことが証明された場合でも、次の場合は、審判所は、当該申請を拒絶してはならない。

(a) 申請人が第 13 条(2)に基づいて当該の商品に関して同一の若しくは類似している商標の登録を許可されている場合、又は

(b) 審判所が、申請人は当該商標の登録を当然に許可されるべきであると考えている場合

(4) 申請人は、(2)(b)の適用上、商標の不使用であって、それが取引上の特別の事情によるものでありかつ当該商標を出願の対象である商品に関して使用しないか又は放棄する意図によるものではないことが証明されたものに依拠することはできない。

第 32 条

(1) 考案語から構成される商標が、当該商標の登録対象でありかつ当該商標が使用されている商品(本項において「なじみの商品」という)に関して周知のものになった故に、他の商品に関するその使用が当該他の商品となじみの商品に関して当該商標を使用する権原を有する者との間の業としての関連を示すものと解される虞がある場合は、当該商標は、なじみの商品に関して登録されている所有者の所定の態様による出願に基づき、前記の他の商品に関して、所有者の名義で、防護商標として登録することができる。このことは、なじみの商品に関して登録されている所有者が前記の他の商品に関して当該商標を使用しないか又は使用する予定がない場合も該当し、かつ、第 31 条の如何なる規定にも拘らず該当する。また、当該商標は、前記のように登録されている間は、第 31 条に基づいて当該商品に関して登録簿から除かれることはない。

(2) 商標の登録所有者は、既存の登録に代えて、

(a) 何れの商品に関しても、当該商標が同人の名義で当該商品に関して防護商標としてではなく既に登録されているにも拘らず、防護商標としての当該商標の登録を出願することができる、また

(b) 何れの商品に関しても、当該商標が同人の名義で前記の商品に関して防護商標として既に登録されているにも拘らず、当該商標の防護商標としてではない登録を出願することができる。

(3) 防護商標として登録された商標及び同一の所有者の名義で防護商標としてではなく登録された商標は、それぞれの登録が異なる商品に関するものであるにも拘らず、連合商標であるものとみなされ、かつ、連合商標として登録されるものとし、それに応じて第 28 条がこれらに適用される。

(4) 関係人による、裁判所に対する又は申請人の選択でのかつ第 56 条に従うことを条件としての登録官に対する申請に基づいて、商標の防護商標としての登録は、

(a) 当該商標の、同一の所有者の名義での防護商標としてではない登録の対象である商品に関して(1)の要件が最早満たされないとの理由に基づいて取り消すことができ、また

(b) 当該商標の防護商標としての登録の対象である商品に関する当該商標の使用が(1)にいう指摘を示すものととられる虞が最早存在しないとの理由に基づいて、前記の商品に関して取り消すことができる。

(5) 登録官は、いつでも、同一の所有者の名義での防護商標としてでない登録が最早存在しない商標の防護商標としての登録を取り消すことができる。

(6) 本条に明確な別段の規定がある場合を除き、本法の規定は、防護商標としての商標の登録及び防護商標として登録された商標に関して、他の場合に適用されると同様に適用されるものとする。

第 33 条

(1) 本条及び次条の規定に従うことを条件として、商標所有者以外の者は、当該商標の登録(防護商標としての登録を除く)の対象である商品のすべて又は一部に関して、条件又は制限を付し又は付さないで、当該商標の登録使用者として登録することができる。

(2) ある商標の登録使用者による当該商標の使用であって、

(a) 同人が業として関連し、かつ

(b) 現に当該商標の登録対象でありかつ同人の登録使用者としての登録対象である商品に関するものは、本条において、当該商標の「許可された使用」という。

ただし、ある者の登録使用者としての登録に条件又は制限が付されているときは、同人の場合の許可された使用には当該の条件又は制限に従わない使用は含まれない。

(3) 第31条の適用上及び本法又は慣習法に基づく商標の使用が関連する他の目的では、商標の許可された使用は、

(a) 当該商標の所有者による使用であり、かつ

(b) 当該所有者以外の者による使用ではないものとみなす。

(4) 当事者間に存在する合意に従うことを条件として、商標の登録使用者は、当該商標の所有者に対し、当該商標の侵害を防止するための手続を取るよう要求することができ、所有者が当該要求から2月以内にそれを拒絶するか又は怠った場合は、登録使用者は、同人が所有者であるものとして、自己の名義で、当該所有者を被告の1とする侵害手続を提起することができる。ただし、被告として加えられた所有者は、同人が手続に出頭して参加しない限り、如何なる費用も負わない。

(5) 本条の如何なる規定も、商標の使用に係る譲渡又は移転可能な権利を当該商標の登録使用者に与えるものではない。

第34条

(1) ある者を商標の登録使用者として登録することを予定する場合は、所有者及び登録使用者として予定されている者は、所定の態様で登録官に書面により出願し、かつ、所有者又はその代理として行動することを授權されかつ登録官に承認された者による法定宣言書であつて、

(a) 所有者と予定されている登録使用者との間の現存の又は予定されている関係の詳細(両者の関係に基づく許可された使用に対する所有者の管理権の程度、及び予定されている登録使用者が単独の登録使用者であること又は登録使用者として登録出願し得る者について他の制限を設けることが両者の関係に係る条件であるか否かを示す詳細を含む)を記載し、

(b) 予定されている登録の対象である商品を記載し、

(c) 当該商品の特徴、許可された使用の方法若しくは場所又はその他の事項に関して予定されている条件又は制限を記載し、かつ

(d) 許可された使用が期限付のものであるか無期限のものであるか、また、期限付のものである場合はその期間を記載するものを登録官に提出するものとし、また、規則に基づいて又は登録官により要求される更なる書類、情報又は証拠も登録官に提出しなければならない。

(2) 前項の要件が満たされた場合において、登録官が、同項に基づいて提出された情報を検討した上で、予定されている登録使用者による予定の商品又はその一部に関する当該商標の使用は、登録官が適正と考える条件又は制限に従うことを条件として、すべての状況において、公益に反することにならないと認めるときは、登録官は、前記のように認めた商品に関する登録使用者として、予定されている登録使用者を、前記の条件を付して登録することができる。

(3) 登録官は、前掲の規定に基づく出願を認めることには商標に係る不正取引を助長する虞があると考えるときは、当該出願を拒絶するものとする。

(4) 登録官は、出願人からそう要求された場合は、本条の前掲の規定に基づく出願の目的で

提出された情報(登録簿に記載されている事項を除く)が取引上の競争相手に開示されないようにするための措置を講じるものとする。

(5) 第 38 条の規定を害することなく、ある者の登録使用者としての登録は、

(a) 当該登録の対象である商標の登録所有者による所定の態様による書面での申請に基づいて、当該登録の対象である商品に関して又は当該登録が効力を有する前提として課された条件若しくは制限に関して登録官が変更することができ、

(b) 当該商標の登録所有者、登録使用者又はその他の登録使用者による所定の態様による書面での申請に基づいて、登録官が取り消すことができ、また

(c) 次の理由の何れかに基づく何人かによる所定の態様での書面申請に基づいて、登録官が取り消すことができる。すなわち、

(i) 登録使用者が、許可された使用によらない方法で又は誤認若しくは混同を生じさせるか若しくは誤認若しくは混同を生じさせる虞がある方法で、当該商標を使用したこと

(ii) 所有者若しくは登録使用者が、当該登録の出願に重要な事実を不正確に表示したか若しくは当該事実を開示しなかったこと又は登録日の後に事情が著しく変化したこと

(iii) その履行において出願人が利害関係を有する契約に基づいて出願人に属する権利を考慮して、当該登録を実行するべきでなかったこと

(6) ある者の登録使用者としての登録を当該商標の他の登録使用者に通知すること、前項にいう申請を当該商標の登録所有者及び各登録使用者(申請人でない者)に通知すること、並びに当該申請の申請人及び当該申請が通知された者であって規則に従って当該手続に参加するものすべてに対し聴聞を受ける機会を与えることに関して、規則により規定を設けるものとする。

(7) 登録官はいつでも、最早商標の登録対象でなくなった商品に関して、当該商標の登録使用者としてのある者の登録を取り消すことができる。

(8) 本条の前掲の規定に基づく登録官の如何なる決定も、裁判所への上訴の対象とする。

第 35 条

(1) 次の何れかの場合においては、出願人がある商標を使用していないか又は使用する予定がないと考えられるとの理由のみに基づいて、何れかの商品に関する当該商標の登録出願が拒絶されてはならず、また、当該登録の許可が保留されてもならない。

(a) 審判所が、ある法人が設立される所であり、かつ、出願人が当該商品に関する当該法人による当該商標の使用を目的として当該商標を当該法人に譲渡することを意図していると認めた場合

(b) 当該出願に、ある者の当該商標の登録使用者としての登録出願が伴っており、かつ、審判所が、所有者は当該商標が当該商品に関して当該人により使用されることを意図していると認め、更に、審判所が、当該商標の登録後直ちに当該人が当該商標の登録使用者として登録されることも認めている場合

(2) 第 31 条の規定は、前項により与えられた権限に基づいて登録された商標に関して、同条(1)(a)における、ある商標が登録出願人により使用されるべきであるとの同人の意図への言及に代えて、当該商標が当該法人又は関係登録使用者により使用されるべきであるとの登録出願人の意図への言及が用いられたものとして適用する。

(3) 審判所は、前記のように法人に譲渡する意図に依拠する出願人に有利に(1)により与えら

れた権限を行使する条件として、異議申立又は上訴に関する裁判所における手続の費用に係る保証金を供託するよう出願人に要求することができ、また、保証金が適正に供託されない場合は、出願は放棄されたものとして扱うことができる。

(4) 商標が、(1)により与えられた権限に基づき何れかの商品に関して前記のように法人に譲渡する意図に依拠する出願人の名義で登録された場合は、6月以内又は所定の態様により登録官に対してされた申請に基づいて登録官が許容する2月以下の延長期間内に当該法人が前記の商品に関する商標の所有者として登録されない限り、当該登録は、前記の期間の満了時に当該商品に関して効力を失い、登録官は、それに応じて登録簿を訂正する。

第36条

(1) 本法の規定に基づき、何れかの目的で登録商標の使用を証明することが要求される場合において、審判所は、審判所が正当と考えるときはその限りで、連合登録商標又は前記の登録商標の同一性に実質的に影響を及ぼさない追加若しくは変更を施したものの使用を、証明することが要求されている使用と同等のものとして容認することができる。

(2) 登録商標の全体の使用は、本法の適用上、当該商標の一部であって、第24条に基づいて同一の所有者の名義で登録されている登録商標の使用でもあるものとみなす。

第37条

ナイジェリアから輸出される商品へのナイジェリアにおける商標の利用、及びナイジェリアから輸出される商品に関してナイジェリアにおいて行われたその他の行為であって、ナイジェリア内で販売されるか又は他の方法で取引される商品に関して行われたならばそれに関する商標の使用となるものは、本法又は慣習法に基づく当該使用が関連する目的で、ナイジェリアから輸出される商品に関する商標の使用となるものと解する。

第38条 登録簿の更正及び訂正

(1) 次の何れかのことを申し立てる関係人は、裁判所に対する又は同人の選択でのかつ第56条に従うことを条件としての登録官に対する所定の態様での申請をすることができ、また、審判所は、審判所が適切と考える記載、除去又は変更をするための命令を下すことができる。

(a) ある記載が登録簿に挿入されていないか又は登録簿から削除されていること

(b) ある記載が十分な理由なしに登録簿に行われていること

(c) ある記載が誤って登録簿に残っていること

(d) 登録簿のある記載に誤り又は欠陥があること

(2) 審判所は、本条に基づく手続において、登録簿の更正に関連して決定を下すことが必要な又は適切な問題について決定を下すことができる。

(3) 登録商標の登録、譲渡又は移転において不正行為があった場合は、登録官は、本条の規定に基づいて自ら裁判所に申請することができる。

(4) 登録簿の更正に係る裁判所の命令においては、当該更正の通知を所定の態様で登録官に送達すべき旨を指示するものとし、また、登録官は、当該通知を受領したときは、それに応じて登録簿を更正するものとする。

(5) 本条により与えられる登録簿を更正する権限には、登録簿のA部における登録をB部に移す権限が含まれる。

第 39 条

(1) 何れの関係人も、商標に関して登録簿に記載された条件の違反又は不遵守を理由として、本条に基づく命令を裁判所に、又は同人の選択によりかつ第 56 条に従うことを条件として登録官に申請することができる。

(2) 登録官は、前記の理由により、本条に基づく命令を裁判所に申請することができる。

(3) 本条の前掲の規定に基づく申請があったときは、審判所は、前記の理由により、当該の商標の登録を抹消し又は変更するための審判所が適切と考える命令を下すことができる。

第 40 条

(1) 登録官は、登録所有者が所定の態様により行った請求に基づいて、次のことをすることができる。

(a) 商標の登録所有者の名称又は宛先の誤りを訂正すること

(b) 商標所有者として登録されている者の名称又は宛先の変更を記載すること

(c) 登録簿上の商標の記載を取り消すこと

(d) 商標の登録対象である商品又は商品の類からある商品又は商品の類を抹消すること

(e) 商標に関する権利の部分放棄又は付記であって、当該商標の既存の登録により与えられている権利を拡大することがないものを記載すること

(2) 登録官は、商標の登録使用者が所定の態様により行った請求に基づいて、当該登録使用者の名称又は宛先に係る誤りを訂正し、又は変更を記載することができる。

(3) 本条に基づく登録官の如何なる決定も、裁判所への上訴の対象となる。

第 41 条

(1) 商標の登録所有者は、所定の態様により、当該商標の同一性に実質的に影響を及ぼさない態様で当該商標に追加又は変更を施す許可を登録官に申請することができ、また、登録官は、許可を拒絶するか又は登録官が適切と考える条件及び制限を付して許可を与えることができる。

(2) 登録官は、そうすることが適切であると考えられる場合は、本条に基づく申請を公報において公告させることができ、登録官がそうした場合において、公告日から所定の期間内に何人かが所定の態様により当該申請に対する異議申立の通知を登録官に出したときは、登録官は、請求された場合は当事者を聴聞してから、当該問題について決定を下すものとする。

(3) 本条に基づく登録官の如何なる決定も、裁判所への上訴の対象となる。

(4) 前記の許可が与えられた場合は、変更された商標を公報において公告する。ただし、当該商標が、(2)に基づく公告において変更された形で既に公告されている場合はこの限りでない。

第 42 条

(1) 大臣は、登録簿に記載することによるか、登録簿の記載の削除によるか又は登録簿の記載の変更によるかを問わず、登録簿を改訂する権限を登録官に与えるために、大臣が適切と考える規則及び様式を定めることができる。ただし、当該改訂は、商標の登録対象である商品又は商品の類の登録簿中の指定を、改訂されたか又は差し替えられた所定の分類に適合させる目的に必要な範囲に限るものとする。

(2) 登録官は、前記の目的で同人に与えられた権限の行使に当たり、改訂が行われる直前に(1)の類か複数類かを問わず)商標の登録対象である商品又は商品の類に何れかの商品又は商品の類を追加する効果、又は何れかの商品に関する商標の登録日付を早める効果を有する登録簿の改訂を行ってはならない。

ただし、本項は、登録官が、商品に関して本項を満たすのには不当な複雑さが伴うこと、及び場合により日付を早めることが著しく大量の商品に影響を及ぼすことにはならず、かつ、何人かの権利を実質的に害することにもならないことを認める商品に関しては適用されない。

(3) 前記の目的での登録簿の改訂に係る提案は、

(a) 影響を受ける商標の登録所有者に通知されるものとし、

(b) 当該登録所有者による裁判所への上訴の対象となるものとし、

(c) 変更点を加えて公報において公告されるものとし、かつ

(d) 如何なる関係人も、当該改訂提案が(2)の規定に違反するとの理由により登録官における異議申立を行うことができるものとする。

(4) (3) (d)に基づく異議申立に係る登録官の決定は、裁判所への上訴の対象となる。

(5) 本条に基づく規則は、連邦官報において公告されるまでは効力を有さない。

第43条 証明商標

(1) 何れかの商品に関して、原産地、材料、製造方法、品質、厳密さその他の特徴について何れかの者が証明した商品を、そのように証明されていない商品から業として識別するように適合させた標章は、証明標章として、その所有者としての当該人の名義で当該商品に関して、登録簿のA部に登録可能である。

ただし、証明された種類の商品の取引を営む者の名義で前記のように標章を登録することはできない。

(2) 標章が前記のように識別するように適合されているか否かを判断するに当たり、審判所は、次のことを考慮に入れることができる。

(a) 当該標章が、当該の商品に関して、前記のように識別するように本来的に適合されている程度

(b) 当該標章の使用その他の事情の理由により、当該標章が、当該の商品に関して、前記のように識別するように事実上適合されている程度

(3) 本条(5)及び(6)並びに第7条及び第8条の規定に従うことを条件として、何れかの商品に関する証明商標の所有者としてのある者の登録は、有効な場合、当該商標の当該商品に関する使用に係る排他権を同人に与えるものとする。

(4) 前記のような登録により与えられる証明商標の使用に係る権利の一般性を害することなく、この権利は、当該商標の所有者又は規約に基づいて所有者に許可されてその代理として規約に従って当該商標を使用する者でない者であって、当該商標と同一の又は誤認若しくは混同を生じさせる虞がある程に当該商標に類似している標章を、業として、当該商標の登録対象である商品に関して、かつ、当該標章の使用が次のものとして解される虞があるような態様で使用するものにより侵害されるものと解する。

(a) 商標としての使用であるものとして、又は

(b) 当該使用が、当該商品に接して若しくはそれと物理的關係での使用、若しくは広告ちらしその他の公衆向けの広告における使用である場合は、所有者として若しくは規約に基づく

所有者の許可により、当該商標を使用する権利を有する何れかの者への言及、若しくは所有者により証明された商品への言及を意味するものとして

(5) 前記の登録により与えられる証明商標の使用に係る権利は、登録簿に記載された条件及び制限に従わなければならないが、かつ、当該制限を考慮して当該登録の効力が及ばない状況における前記の標章の使用は、当該権利の侵害を構成しないものとする。

(6) ある証明商標が、同一であるか又は相互に類似する2以上の登録商標の1である場合は、登録により与えられた当該商標の使用に係る権利の行使としての当該複数の商標の何れかの使用は、当該複数の商標の何れか他の商標の使用に係る登録により与えられた権利の侵害を構成しないものとする。

(7) 本条に基づいて登録されたすべての商標に関して、その使用を規制するための大臣により承認された規約を登録官の役所に寄託するものとし、それには所有者が商品を実証しかつ当該商標の使用を許可する場合についての規定を含めなければならないが、また、大臣がそれに挿入することを義務付けるか又は許容するその他の規定(所有者が規約に従って商品を実証し又は当該商標の使用を許可することを拒絶した場合に登録官に訴える権利を与える規定を含む)を含める。

(8) (7)に基づいて寄託された規約は、登録簿と同様の態様で閲覧のために開放する。

(9) 証明商標は、大臣の同意なしには、譲渡又は移転することができない。

(10) 第1附則の規定は、本条に基づく標章の登録及び本条に基づいて登録された標章に関して適用される。

第44条 国際的取決め

(1) 条約国において商標の保護を出願した者又はその法定代理人若しくは譲受人は、他の出願人に優先して本法に基づく同人の商標の登録を受けることができる。また、その登録は、当該条約国における出願日と同一の日付を有する。

ただし、

(a) 本項は、条約国における保護の出願から6月以内に登録出願が行われなかった場合は適用されない。また

(b) 本条の如何なる規定も、当該商標の所有者に対して、同人の商標がナイジェリアにおいて登録された実際の日前に生じた侵害に係る損害賠償を回収する権原を与えるものではない。

(2) 商標の登録は、本条において出願可能期間として定められている期間内にナイジェリアにおいて当該商標を使用したとの理由のみによって無効とされることはない。

(3) 本条による商標登録出願は、本法に基づく通常の商標登録出願と同じ態様で行わなければならない。

(4) 何人かが、

(a) 2以上の条約国間に存在する条約の条項によればこれらの条約国の1において適正に行われた出願と同等である出願、又は

(b) 何れかの条約国の法律によれば、その条約国において適正に行われた出願と同等である出願により商標の保護を出願した場合は、同人は、本条の適用上、当該の条約国において出願したものとみなす。

(5) 本法において、「条約国」とは、協定、条約、取決め又は約束を履行する目的で、当該国が条約国であることを宣言する大統領の宣言が現に効力を有する国をいう。

ただし、宣言は、本法の規定のすべて又は一部(ただしすべてではない)の適用上、前記のよ
うに行うことができ、本法の規定の一部(ただしすべてではない)の適用上で行われた宣言が
効力を有する国は、これらの規定の適用上でのみ、条約国であるものとみなす。

(6) 本条に基づいて行われた宣言は、連邦官報において公告されるまでは効力を有さない。

第 45 条 規則

(1) 次の事項についての規則を定めることができる。

(a) 書類の送達を含め、本法に基づく業務を管理すること

(b) 商標登録の目的で商品进行分类すること

(c) 商標その他の書類の写しを作成し又は要求すること

(d) 商標その他の書類の写しについて大臣が適切と考える態様での発行及び販売又は配布を
確保しかつ規制すること

(e) 本法に基づく出願(申請)、登録その他の事項に関して納付するべき手数料を定めること

(f) 規則により定めることを本法により要求又は授權されている事柄について定めること

(g) 何れかの行為の遂行に関して本法により限定されている期間を延長すること。一般的に
か特定の場合にかを問わず、また、登録官の裁量によるか否かを問わない。

(h) 何れかの国又は国際組織の紋章、旗、記章、名称又はその他の識別性を有する標章の本
法に基づく登録に関して制限を設けること

(i) 一般に、登録官の役所の業務及び本法により登録官又は大臣の指揮又は管理の下に置か
れたすべての事項を規制すること

(2) 本条に基づく規則は、連邦官報において公告されるまでは効力を有さない。

第 46 条

本法又は規則により自由裁量権その他の権限が登録官に付与された場合は、登録官は、(所定
の期間内にそうするよう適正に請求されたにも拘らず)聴聞を受ける機会を商標の登録出願
人又は登録所有者に与えることなしに、当該登録出願人又は登録所有者に不利に当該権限を
行使してはならない。

第 47 条

本法に基づく登録官におけるすべての手続において、登録官は、自己が合理的であると考え
る費用を当事者に裁定し、かつ、当該費用を如何なる方法で、何れの当事者が納付するべき
かを指示する権限を有し、また、当該命令は、裁判所又はその裁判官の許可により、裁判所
の判決又は命令と同じ態様で、同じ効力をもって執行することができる。

第 48 条

登録官は、登録官による又は登録官の下での本法の実施に関する報告を各年 7 月 1 日前に大
臣に送付するものとし、大臣は、当該報告を受領したときは、国会の各議院にその写しを提
出する。

第 49 条 法的手続及び上訴

登録商標に関するすべての法的手続(第 38 条に基づく申請を含む)において、ある者が商標所

有者として登録されている事実は、当該商標の原登録及び当該商標のその後のすべての譲渡及び移転についての有効性の一応の証拠であるものとする。

第 50 条

登録商標の登録の有効性が争われ、かつ、当該商標の所有者の有利に決定が下されたすべての法的手続において、裁判所はその旨を認証することができる。またそのように認証された場合は、登録の有効性が争われるその後の法的手続において当該商標の所有者が自己に有利な最終命令又は判決を得たときは、当該その後の手続において裁判所が同人はその費用を取得すべきではない旨を認定しない限り、その費用を取得する権利を有する。

第 51 条

本法に基づく裁判所におけるすべての手続において、登録官の費用は裁判所の裁量によるものとするが、登録官は、他の当事者の費用を支払うことを命令されることはない。

第 52 条

商標又は商号に関する訴訟又は手続においては、審判所は、関係業界の慣行及び他の者が適法に使用している関係商標若しくは商号又は外装の証拠を許容するものとする。

第 53 条

(1) 求められている救済に登録簿の変更又は更正が含まれている法的手続においては、登録官は、出頭して聴聞を受ける権利を有し、また、裁判所の指示がある場合は、出頭するものとする。

(2) 裁判所が別段の指示を行った場合を除き、登録官は、出頭して聴聞を受ける代わりに、争点である事項に関する登録官における手続、登録官が下した決定に影響を及ぼした理由、同様の事件における登録官の役所の慣行、又は当該争点に関係しかつ登録官として認識しているその他の適切と考える事項に係る詳細を記載して自署を付した陳述書を裁判所に提出することができ、また、その陳述書は、当該手続において証拠の一部を構成するものとみなす。

第 54 条

裁判所は、登録簿の更正の問題(第 38 条の規定に基づくすべての申請を含む)を処理する際に、問題の記載又は求められている訂正に関する登録官の決定を再審理する権限を有する。

第 55 条

登録官の決定に起因する本法に基づく裁判所への上訴において、裁判所は、本法に基づいて登録官に付与されているのと同様の自由裁量権を有しかつ行使するものとする。

第 56 条

本法の前掲の何れかの規定に基づき、申請人が申請を裁判所又は登録官に対して行う選択権を有する場合において、

(a) 問題の商標に関する訴訟が係属中であるときは、申請は裁判所に対して行わなければならない、

(b) 他の事件において申請が登録官に対して行われたときは、申請人は、当該手続の如何なる段階においても当該申請を裁判所に付託することができ、また、申請人は、両当事者の聴聞の後、裁判所への上訴があり得ることを前提として、当事者間で問題解決を図ることもできる。

第 57 条 証言

(1) 登録官における本法に基づく手続において、証言は、登録官が別段の指示を下す場合を除き、司法手続外誓約により行われるものとする。ただし、登録官は、そうすることが正当と考える場合は、司法手続外誓約による証言の代わりに又はそれに加えて、口頭証言を取ることができる。

(2) 当該手続において、司法手続外誓約により証言が行われたときは、その証言は、上訴の場合は、宣誓供述書によらずにその司法手続外誓約により裁判所において行うことができる。ただし、本項に基づいて裁判所における司法手続外誓約により行われた証言は、宣誓供述書により行われる証言のすべての付随権利及び効果を有する。

(3) 連邦最高裁判所の首席裁判官は、本法に基づく登録官における手続での口頭証言の何れかの部分の聴取に関して、次の事柄について規則を定めることができる。

(a) 宣誓又は無宣誓証言に基づく、当事者及び証人の審査

(b) 証人の出席及び書類の提出を確保する手続

(4) (3)に基づいて定められた規則は、連邦官報において公告されるまでは効力を有さない。

第 58 条

(1) 登録簿上の記載事項の印刷済か又は書かれた写しであって、登録官により認証されて登録官印を捺印されたとされるものは、すべての裁判所及びすべての手続において、更なる証明又は原本の提出なしに、証拠として許容されるものとする。

(2) 前記のような認証謄本を請求する者は、所定の手数料を納付してそれを取得することができる。

第 59 条

登録官が本法又は規則により行う権限を与えられた記載、事項又は事柄に関する、登録官が署名したとされる証明書は、行われた記載、その内容、及び行われたか又は行われなかった事項又は事柄の一応の証拠となる。

第 60 条 違法行為及びナイジェリア等の紋章の使用の制限

当該記載又は書面が虚偽のものであることを知りながら、登録簿上の虚偽の記載若しくは登録簿上の記載の写しとして虚偽に主張される書面を作成し若しくは作成させるか、又は当該書面を証拠として提示若しくは提出し又は提示若しくは提出させた者は、違法行為の責めを負い、起訴に基づいて有罪判決を受けたときは、7年以下の拘禁に処される。

第 61 条

(1) 次の何れかの表示を行う者は、陪審によらない有罪判決に基づいて、200 ナイラ以下の罰金に処される。

- (a) 登録商標でない標章に関する、それが登録商標である旨の表示
 - (b) 登録商標の一部であって、別個に商標として登録された一部でないものに関する、それが別個に登録されたものである旨の表示
 - (c) 登録商標がその登録対象でない商品に関して登録されている旨の表示
 - (d) 商標の登録が、登録簿に記載されている制限から見て当該登録がその使用に係る排他権を与えない状況において、その排他権を与える旨の表示
- (2) 本条の適用上、商標に関して、「登録済」の語又は明示的に若しくは暗に登録に言及するその他の語のナイジェリアにおける使用は、次の場合を除き、登録簿上の登録を意味するものと解する。
- (a) その語が、その語を表している文字と少なくとも同じ大きさの文字で表されている他の語と物理的に連関して使用されており、かつ、当該の言及は、ナイジェリア以外の国であって、言及された登録がそれに基づいて現実に効力を有する法律の属する国の法律に基づく商標としての登録への言及である旨を表示している場合
 - (b) その語(「登録済」の語以外の語)が、それ自体で当該言及が直前の記載にいうような登録への言及である旨を表示している場合
 - (c) その語が、ナイジェリア以外の国の法律に基づいて商標として登録されている標章に関して、かつ、その国に輸出される商品に関して使用されている場合

第 62 条

- (1) 何れかの商売、事業、職業又は知的職業と関連して、何人かが、所轄当局の許可なしに、
- (a) ナイジェリアの紋章若しくはある州の紋章(若しくは誤認を生じさせる程にそれに極めて類似する紋章)を、その者がナイジェリアの紋章若しくはその州の紋章の使用を適正に許可されていると信じさせようともくろんだ態様で使用し、又は
 - (b) ある図案、記章若しくは名称を、その者が公的な資格で大統領若しくはある州の知事により雇用されているか、若しくは大統領若しくはある州の知事に商品を供給していると信じさせようともくろんだ態様で使用した場合は、
- その者は、違法行為の責めを負い、陪審によらない有罪判決に基づいて、40 ナイラ以下の罰金に処される。
- (2) 前項の如何なる規定も、前記の紋章、図案、記章又は名称を含む、商標所有者が当該商標を引き続き使用する権利に影響を及ぼすものと解してはならない。
- (3) 本条において、所轄当局とは、
- (a) ナイジェリアの紋章及び大統領による雇用又は大統領への商品の供給との関係では大統領をいい、また
 - (b) 州の紋章及びある州の知事による雇用又はある州の知事への商品の供給との関係では当該州の知事をいう。

第 63 条 雑則及び補則

- (1) 登録官は、随時、商標公報と呼ぶ公報(本法において「公報」という)を発行する。
- (2) 本法により又は本法に基づいて公報において公告することを要求されるすべての事項及び登録官が適切と考える商標に関するその他のすべての事項を公報において公告するものとする。

第 64 条

(1) ある商標に利害関係を有する 2 以上の者の間の関係が、これらの者のうちの何れもが次の場合を除いてはこれら他の者との間で、当該商標を使用することができないようなものであるときは、これらの者は、当該商標の共有者として登録することができ、かつ、本法は、これらの者に与えられた当該商標の使用に係る権利に関して、当該権利が単一の者に与えられているものとして適用する。

(a) これらの者すべてを代理している場合、又は

(b) これらの者すべてが業として関連を有する物品に関する場合

(2) 前項に従うことを条件として、本法の如何なる規定も、ある商標を独立して使用するか又は独立して使用する予定である 2 以上の者の当該商標の共有者としての登録を許容するものではない。

第 65 条

(1) 登録簿には、明示のものか黙示のものか擬制のものかを問わず、如何なる信託の通知も記載してはならない。また、登録官は、当該通知を受領できないものとする。

(2) 本法の規定に従うことを条件として、商標に関する衡平法は、他の人的財産に関するのと同様の態様で執行することができる。

第 66 条

本法により、商標若しくは予定されている商標又はこれらに関する手続との関連で、ある行為がある者により又はある者に対して行われなければならないときは、その行為は、規則に基づいて又は特定の場合は大臣の特別の許可により、所定の態様により適正に授権されたその者の代理人により又は当該代理人に対して行うことができる。

第 67 条

(1) 本法において、文脈上他を意味する場合を除いて、次の表現は、そのそれぞれにここに付与する意味を有する。すなわち、

「譲渡」とは、関係当事者による譲渡をいう。

「裁判所」とは、連邦最高裁判所をいう。

「公報」とは、第 63 条に基づいて発行される商標公報をいう。

「制限」とは、ある者の商標所有者としての登録により付与される当該商標の使用に係る排他権の制限をいい、これには、使用の態様、ナイジェリアの何れかの場所において販売その他の方法で取引される商品に関する使用、又はナイジェリア外の何れかの市場に輸出される商品に関する使用に係る当該権利の制限が含まれる。

「標章」とは、図案、銘柄、標題、ラベル、札、名称、署名、語、文字、数字又はこれらの何れかの組合せが含まれる。

「大臣」とは、商標に係る責任を負う大臣をいう。

「許可された使用」は、第 33 条(2)により付与された意味を有する。

ある事項との関係での「関係人」には、登録官は含まれない。

「所定の」とは、裁判所における手続に関しては裁判所規則により定められていることを、また、他の場合においては本法又は規則により定められていることをいう。

「登録簿」とは、本法に基づいて備えられた商標登録簿をいう。

「登録商標」とは、現実に登録簿上に存在する商標をいう。

「登録使用者」とは、第 34 条に基づいて現にそのような者として登録されている者をいう。

「登録官」とは、第 1 条に基づいて任命された商標登録官をいう。

「規則」とは、第 42 条又は第 45 条に基づいて大臣が定めた規則をいう。

「商標」とは、証明商標に関する場合を除いて、ある商品と所有者又は登録使用者としてある標章を使用する権利を有するある者との間の業としての関連を表示する目的で又は表示するように、当該人の身元の表示を伴うか否かを問わず、当該商品に関して使用されているか又は使用予定である当該標章をいい、また、証明商標に関しては、第 43 条に基づいて登録されたか又は登録されたとみなされる標章をいう。

「移転」とは、法定の移転、死亡者の人格代表者の承継及び譲渡ではない移転のその他の態様をいう。

「審判所」とは、文脈又は状況により、登録官又は裁判所をいう。

(2) 本法において標章の使用というときは、標章の印刷その他の視覚的な表示での使用をいうものと解し、また、本法において商品に関する標章の使用というときは、商品に接しての又は商品との物理的その他の関係での標章の使用をいうものと解する。

第 68 条

(1) 第 2 附則に定める経過規定は、同附則にいう様々な事項に関して適用される。

(2) 第 3 附則にいう立法は、同附則の第 3 欄に定める範囲までをここに廃止する。

(3) 本法の如何なる規定も、本法により廃止された何れかの立法に基づいて出された命令、要求若しくは申込、交付された証明書、付された通知、決定、判断、指示若しくは承認、その他の実行された事柄に影響を及ぼすものではない。また、すべてのそのような命令、要求、申込、証明書、通知、決定、判断、指示、承認又は事柄は、本法施行時に効力を有していた場合は引き続き効力を有するものとし、かつ、本法又は規則の下でもそれらを発出し、交付し、付し又は実行することが可能であったと思われる限り、本法又は規則の対応する規定に基づいて発出され、交付され、付され、又は実行されたものとして効力を有する。

(4) (3)の一般性を害することなく、本法施行直前に商標登録官の職に就いていた公務員の商標登録官としての任命は、本法に基づいて連邦公務員委員会により行われたものとみなす。

(5) 商標法に基づいて開始された手続は、本法の下で継続することができる。

(6) 本条の規定は、1964 年解釈法第 6 条の(廃止の効力に関する)規定を害するものではない。

第 69 条

本法は、商標法として引用することができる。